【規程番号　行法Ⅲ－008】

行吉学園助手規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園が設置する神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「大学」という。）における助手に関する事項について定める。

（助手の定義等）

第２条　助手とは学科に所属し、実験実習等に係る授業補助業務、学科教務事務及びその他の業務に従事する者をいう。

２　助手には栄養士法施行規則第 9 条第 5 号及び同規則第 11 条第 5 号に規定され、栄養士法施行規則別表第 1 に掲げる教育内容並びに同規則別表第 4 専門基礎分野及び専門分野に掲げる教育内容に関する教育活動の補助に携わることを主たる業務とする者を含む。

３　助手の身分は教育職員とする。

（助手の資格）

第３条　助手に任用される者は、大学等においてその担当する業務内容に関する科目を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力があると認められる者とする。

２　第 2 条第 2 項に定める助手は、前項に加え、管理栄養士の資格を有する者又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者とする。

（助手の勤務等）

第４条　助手の勤務は所属する大学の就業規則等に従うものとする。

（助手の任期）

第５条　助手の任期は 3 年とし、以後 2 年を限度として 1 年毎に任期を延長する事ができる。但し、準研究助手、教育助手又は栄養助手を経て助手に任用される者についてはこの限りでない。

（勤務状態の評価）

第６条　前条に定める任期の延長に際しては勤務状態の評価を受けるものとする。

（給与等）

第７条　学園の給与規程による。

２　日本私立学校振興・共済事業団及び雇用保険の加入者となる。

（研究業務への従事）

第８条　理事長は、現に助手として在職する者に、第 2 条の業務に加え、大学の授業休業日等に研究業務に従事することを特に認めることができる（以下、認定助手という）。

２　前項の認定は、本人からの申出を受けた学部長又は短期大学部長の推薦に基づき人事委員会が可否を審議し、その結果を踏まえて常任理事会で協議の上、理事長が決定し、発令して行うものとする。

３　認定助手の認定の期間は、第 5 条本文の規定に基づく助手の任期内の残任期間とする。第５条ただし書の規定に基づく任期の定めのない助手が認定助手として発令された場合にあっては、当該認定助手の発令日から同条本文の助手の任期に関する規程を適用することとし、その認定の期間は、同条本文の助手の場合と同様とする。

４　認定助手の研究条件は、次の各号の定めるところによる。

（1）研究日については、大学の授業休業日等とし、年度当たり 12 日を与える。

（2）個人研究費及び個人研究旅費については、行吉学園個人研究費規程・研究旅費規程に定める額を支給する。

（定めのない事項の取扱）

第９条　この規程に定めのない事項については、学園及び所属する大学の諸規程並びに関係法令を準用する。

（改　廃）

第 10 条　この規程の改廃は、予め学長の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

「行吉学園教育助手規程」は廃止する。

「行吉学園栄養助手規程」は廃止する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。